

# 事業承継の法律問題

平成21年10月2日

弁護士 岩永隆之

## 第1 事業承継対策の必要性

### 1 背景事情

- ・ 中小企業経営者の平均年齢の上昇
- ・ 後継者不足を理由とする廃業の多さ

### 2 これまでの事業承継対策

- ・ 相続税対策が主で、相続税の負担を回避すべく、株式を分散したり、株価を引き下げたりしていた。

→後継者が経営権を掌握できなかつたり、会社が弱体化する弊害

↓

一つの事項に偏ることなく、

- ① 経営そのものの承継
- ② 株式の承継
- ③ 事業用資産の承継

を総合的に行う必要がある。

↓

特に、所有と経営が一致するのが常態である中小企業において、安定した経営基盤を承継するには、後継者が、自社株と事業用資産を集中的に、迅速かつ安定的に、費用も低廉に承継することが必要となる。

### 3 事業承継の方法（後継者の違いによる区分）

	親族内承継	企業内承継	M&A
① 経 営 の 承 継	1. 関係者の理解 ① 事業承継計画の公表と関係者の理解 ② 経営体制の整備		1. M&Aに対する理解 2. 仲介機関への相談 3. 会社売却価格の算定と会社の磨き上げ 4. M&Aの実行 5. ポストM&A
	2. 後継者教育 ① 社内での教育 ② 社外教育・セミナー		

② 株 式 ・ 事 業 用 資 産 の 承 継	1. 株式等の譲渡 ①民法の利用(売買, 贈与, 遺言) ②円滑化法(遺留分特例) の活用 2. 会社法の活用 ・種類株式など	1. 株式等の譲渡 ①MBO, EBO ②円滑化法(金融支 援)の活用 2. 会社法の活用 ・種類株式など 3. 個人保証・担保の処理	
	・税務処理 ①相続時課税と暦年課税 ②事業承継税制(納税猶予)	・税務処理	・税務処理

※ 依然として親族内承継が多い(約60%)。

また、中小企業の場合、株主総会が開催されていなかったり、配当などもしたことがないような会社が多いため、種類株式の活用のようなテクニカルなものは浸透しづらい。

そこで、相続等による承継が中心となる。

## 第2 相続等による承継

### 1 民法上の対策

	分類	集中	迅速	安定	費用	備考
生前 実 現 型	売買	○	○	○	×	最も望ましい。 但し、購入費用がかかる。
	生前贈与	△ 遺留分	○	△ 遺留分	△ 贈与税	既成事実化できる点で、遺言・死因 贈与に優る。
生前 準 備 型	遺言	△ 遺留分	△ 執行	△ 遺留分	○ 相続税	単独で作成可。 撤回可。
	死因贈与	△ 遺留分	△ 執行	△ 遺留分	○ 相続税	効力は遺言と同様。 但し、要式性なし。

無策型	遺産分割	×	×	○	○	集中, 迅速で致命的。 事業承継では避けるべき。
-----	------	---	---	---	---	-----------------------------

※ 問題点

→売買で承継できれば不都合はないが, 資金的に困難

その場合は, 生前贈与を利用したい。

ところが, 次のような問題あり。

①遺留分による制約

②資金調達の困難性

③相続税の負担

↓

これらを解消するために, 中小企業経営承継円滑化法が制定。

なお, 民法にも遺留分の事前放棄制度があるが(1043条), ほとんど利用されていない(∵①非後継者に手続負担を強いる, ②家裁の許可・不許可がバラバラになるおそれ)。

2 中小企業経営承継円滑化法による対策

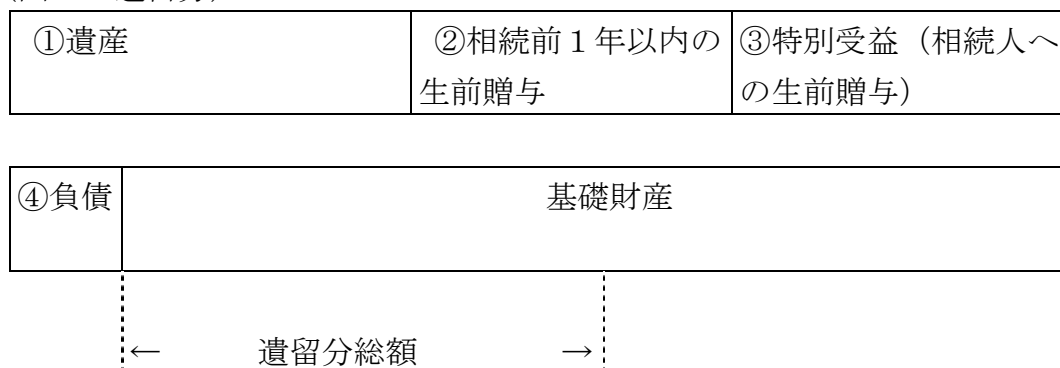
(1) 遺留分

遺留分とは, 配偶者や子などの相続人に保障された最低限度の相続の権利  
これを侵害された者は, 遺贈や贈与によって財産を得た者から, その財産  
を取り戻すことができる(遺留分減殺請求権)。

遺留分総額の割合は, 基礎財産(①遺産+②贈与+③特別受益-④負債)  
の2分の1(相続人が直系尊属のみの場合は3分の1)。

各相続人の遺留分は, 遺留分の総額に, 法定相続分をかけて算出。

(図1 遺留分)



長男A，二男B，三男Cの3名が相続人で，Aが全遺産を相続した場合，Bの遺留分は，基礎財産の $1/2 \times$ 法定相続分 $1/3 = 1/6$ となり，基礎財産の $1/6$ の割合が，Bに認められる遺留分となる。

(2) 問題点

I	被相続人甲，相続人長男A，二男B，三男C 甲は，10年前Aに自社株120株を生前贈与 甲は，5年前，Aに預金を死因贈与 Aに不動産を相続させる旨の遺言→死亡 株価：1億2000万円 不動産：2000万円 預金：1000万円 負債：なし
---	--

①基礎財産＝預金（遺産）＋不動産（預金）＋自社株（特別受益）

$$= 1 \text{億} 5000 \text{万円}$$

②遺留分総額＝1億5000万円 $\times 1/2$

$$= 7500 \text{万円}$$

③B，Cそれぞれの遺留分額＝7500万円 $\times 1/3$

$$= 2500 \text{万円} (= \text{遺留分侵害額})$$

④減殺順序（新しいものから）

i 遺言による不動産 B・Cが2分の1ずつ取得（不足分それぞれ1500万円ずつ）

ii 死因贈与による預金 B・Cが各500万円ずつ取得（不足分それぞれ1000万円）

iii 生前贈与による自社株 B・Cが各1000万円相当分（＝120株全体につき12分の1ずつ共有）ずつ取得

但し，Aが価額弁償を申し出て，現金で支払いをすれば，B・Cは，現金1000万円ずつ取得し，自社株については権利を失う。

不動産 2000万円	預金 1000 万円	(2000万 円)	自社株 1億2000万円
←		基礎財産 1億5000万円	
1/6 2500万円	1/6 2500万円		

- ※問題点 ①処理の長期化  
②遺贈や贈与の効力が覆る危険

II

被相続人甲，相続人長男A，二男B，三男C 甲は，10年前Aに自社株120株（当時の株価 3000万円）を生前贈与 甲は，5年前，Aに預金を死因贈与 Aに不動産を相続させる旨の遺言→死亡 株価：1億2000万円（後継者Aが生前贈与を 受けた後，経営努力をして株価が4倍に） 不動産：2000万円 預金：1000万円 負債：なし
---

遺留分算定の基礎財産に参入される生前贈与，特別受益の評価は，贈与時ではなく，相続開始時であるとされている（最判昭和51.3.18）。

そこで，B，Cそれぞれの遺留分額は，上記と同様2500万円になる。

↓

それでは，後継者Aが凡庸な経営者で，株価が生前贈与を受けたときと同じ3000万円で変わらなかった場合はどうか。

↓

基礎財産＝預金（遺産）＋不動産（預金）＋自社株（特別受益）  
＝6000万円

B，Cそれぞれの遺留分額＝6000万円×1/2×1/3  
＝1000万円

↓

後継者Aが努力すればするほど、B・Cの遺留分額を増大させることになってしまう。

※問題点：後継者の経営に対する意欲を阻害してしまう。

### (3) 対策

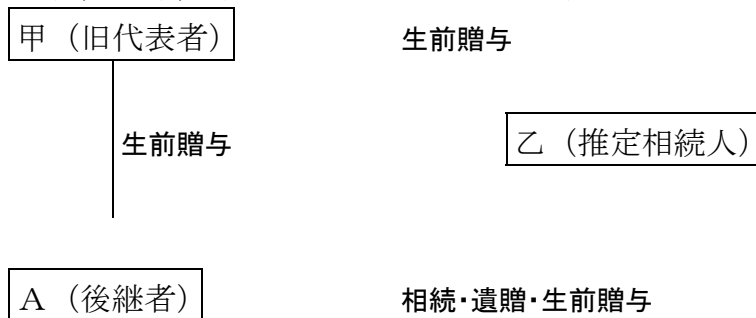
以上のような問題があるので、中小企業経営承継円滑化法が「遺留分に関する民法の特例」を定めて対策を立てている。

#### ① 特例の内容

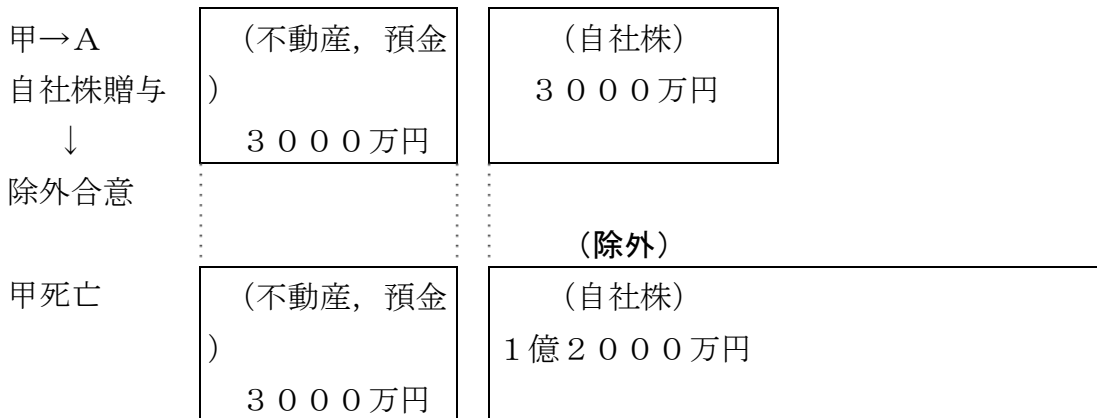
##### I 除外合意（法4条1項1号）

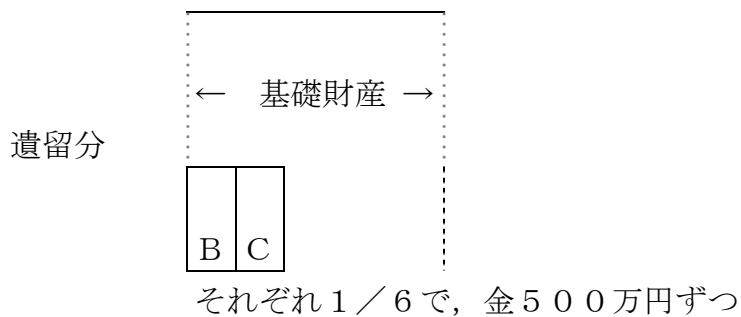
推定相続人の合意（除外合意）によって、先代経営者から後継者が、相続、遺贈、贈与によって取得した自社株を遺留分算定の基礎財産から除外する。これによって、当該自社株が遺留分減殺の対象からも除外される。

(図2 相続、遺贈、贈与によって自社株を取得するパターン)



(図3 除外合意)



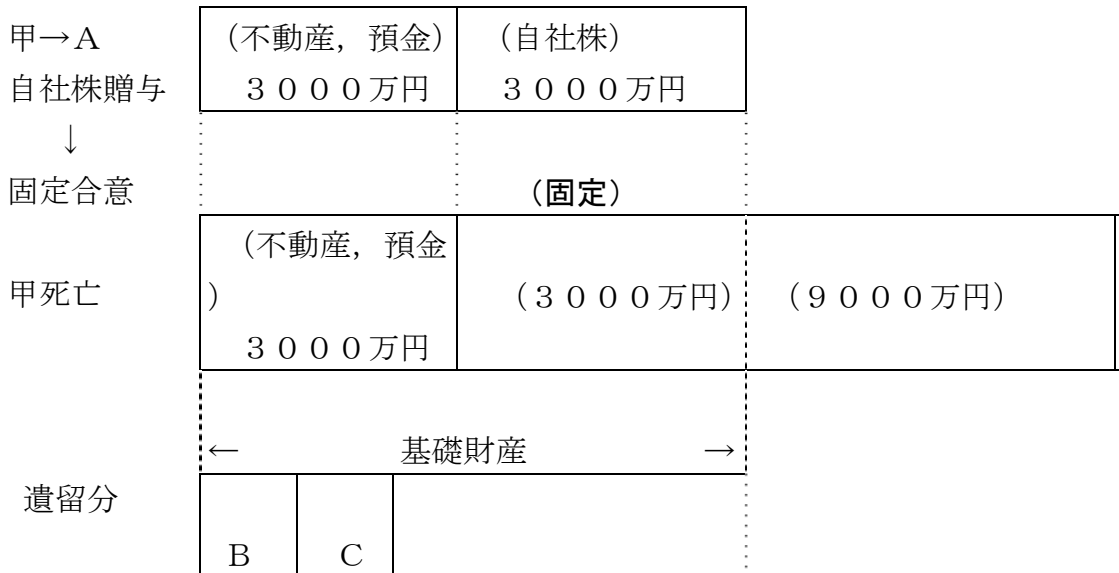


## II 固定合意（法 4 条 1 項 2 号）

推定相続人の合意（固定合意）によって、先代経営者から後継者が、相続、遺贈、贈与によって取得した自社株について、遺留分算定の基礎財産に算入する場合の価額を当該合意時のものに固定する。これによって株価の上昇分を後継者が確保できる。なお、算入する価額については、弁護士等による相当な価額であることの証明が必要（評価方法については、中企庁のガイドラインあり）。

なお、自社株の価額が下落しても、合意時の価額に固定されるので、固定合意をすることによって、かえって、非後継者の遺留分が増加する危険性もある。

（図 4 固定合意）



それぞれ 1/6 で、金 1000 万円ずつ

（逆効果の場合）

自社株1000万円に下落した場合

- ・固定合意なし：基礎財産4000万円 Bの遺留分額666万円
- ・固定合意あり：基礎財産6000万円 Bの遺留分額1000万円

### Ⅲ オプション合意（法5条，6条）

自社株以外の財産（個人名義になっている営業用財産など）について除外合意ができる。

非後継者が生前贈与を受けた財産についても除外合意ができる。

#### ② 特例を受けるための要件

##### I 対象者

- ・会社でなければならない。  
→個人事業主は含まれない。
- ・合意の対象となる株式を除いても後継者が議決権の過半数を保有している場合には，特例を使えない。
- ・合意前に，3年以上事業を継続していること
- ・「推定」相続人間の合意なので，合意時点においては旧代表者が生存している必要あり
- ・非上場会社に限る。
- ・資本金または従業員数による制限あり

業種	資本金		従業員数
製造業その他			300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下		900人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5000万円以下		100人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5000万円以下		200人以下
小売業	5000万円以下		50人以下

##### II 合意の方式



- ・書面による合意である必要あり
- ・制裁合意が必要的
  - 後継者が合意の対象とした株式を第三者に処分した場合などに，非後継者が違約金を請求できるなどと定めることによって，合意を護らせる。

### Ⅲ 手続

- ・合意後，後継者が1ヵ月以内に経済産業大臣の確認を申請する。
- ・大臣の確認が得られたら，後継者が1ヵ月以内に，家裁に許可を申し立てる。
  - 家裁の許可のためにも，また，非後継者の合意を得やすくするためにも，代償措置が必要であると考えられる。
- ・家裁の許可審判の確定により，効力が発生する。

## 第3 会社法による対策

### ○ 自社株の集中・分散防止

#### ①株式の譲渡制限（会社法107条1項1号）

→株式譲渡に会社の承認を要するので，自社株の分散防止になる。

#### ②種類株式の活用

##### ・議決権制限株式（会社法108条1項3号）

→後継者に議決権株式を，非後継者に議決権のない株式を譲渡して，後継者に議決権を集中させる。

※議決権のない株式の金銭評価が難しく，遺留分侵害の有無の判断が困難

##### ・拒否権付株式（会社法108条1項8号）

→先代経営者が拒否権付株式を保有し，睨みをきかせる

#### ③相続人に対する売渡請求（会社法174条）

→相続人から会社が自社株を買い取り，分散防止

## 第4 金融支援

### 1 資金調達の援助

#### ①日本政策金融公庫の融資制度

→自社株を買い取る会社への買取資金の融資  
 後継者個人の自社株買取資金，納税資金の融資  
 親族外承継の場合の買取資金の融資

②信用保証の活用

→事業承継資金の場合、信用保証協会の保証枠について、別枠が用意されている。

2 優遇税制

①相続税の80%納税猶予制度

②贈与税の納税猶予制度

(参考文献)

1. 「中小企業事業承継の実務対応」(銀行法務21・2008年9月増刊号)
2. 「中企業事業承継の法的問題」(銀行法務21・No.698)
3. 「中小企業事業承継ハンドブック」(中小企業庁)
4. 「事業承継ガイドライン」(事業承継協議会 事業承継ガイドライン検討委員会)